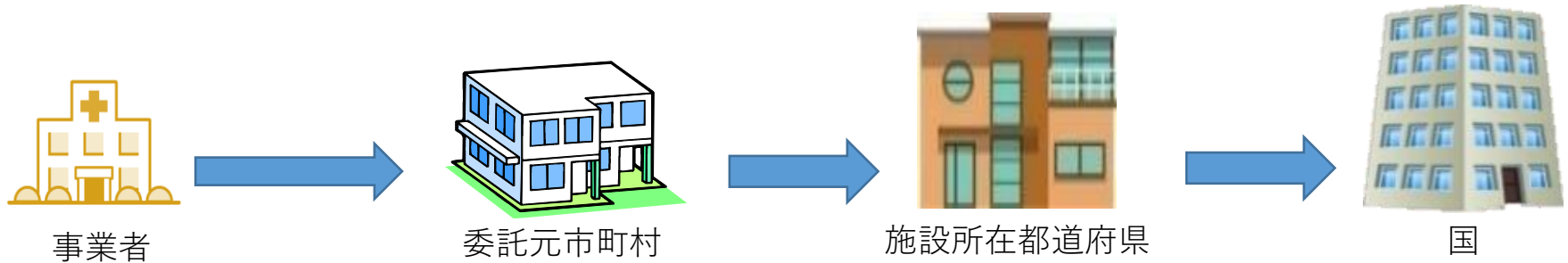


➤ 国への報告の対象となる事案の範囲

- ・死亡事案
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）



※施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携し、適切に対応すること。

- ①第1報は原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）
- ②第2報は原則1か月以内程度
このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。